

流山市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月10日策定
流山市農業委員会

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。)第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)が連携し、農地等の利用の最適化を一体的に進めることができるよう、流山市農業委員会の指針を以下のとおり定める。

第1 基本的な考え方

流山市では、土地区画整理事業や大規模な流通業務施設等の建設が進み、農地が減少する中ではあるが、江戸川流域での水稲や下総台地部を中心とした露地野菜栽培、施設園芸農業が行われている。

しかしながら、近年の社会情勢等の変化に伴い、農業従事者の高齢化や担い手不足、離農等により、今後の遊休農地の発生及び拡大が懸念される状況である。

このような現状を踏まえつつ、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知。以下「農水省通知」という。)や、千葉県「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」も考慮した上で指針を策定した。

また、単年度の具体的な活動については、農水省通知に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

なお、この指針は令和8年度までの目標とし、農業委員及び推進委員の改選期である3年を目安に検証・見直しを行うものとする。

第2 目標と推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1)遊休農地の解消目標

| | 管内の農地面積 (A) | 1号遊休農地 面積(B) | うち緑区分の 遊休農地面積 | うち黄区分の 遊休農地面積 |
|-----------------|----------------|-----------------|------------------|------------------|
| | | | 1.40ha | 2.70ha |
| 現 状 (令和4年4月) | 365ha | 4.1ha | 1.40ha | 2.70ha |

※管内の農地面積：令和3年度耕地及び作付面積統計の数値

| | |
|-----------------|---|
| 目 標 (令和8年度末) | 既存の緑区分遊休農地：1.40ha 解消 |
| | 既存の黄区分遊休農地：解消のための工程表作成 |
| | 新規発生 of 遊休農地の解消：前年度の利用状況調査で判明した緑区分遊休農地を解消 |

(2)遊休農地の発生防止・解消への推進方法

- ① 農地法第30条第1項の規定による利用状況調査及び同法第32条第1項の規定による利用意向調査は、農業委員と推進委員が連携し、毎年実施する。

また、利用状況調査の実施時期にかかわらず、各委員が個々に農地の見守り活動を行い、遊休農地の発生防止や解消を図る。

- ② 既存の黄区分遊休農地の解消のための工程表作成にむけて、千葉県や市農業振興課、千葉県園芸協会(農地中間管理機構)等と協議を行う。
- ③ 利用状況調査の中で、「再生利用困難」(旧荒廃農地調査のB分類)に区分された土地については、現況に応じて「非農地判断」を行う。

(3)遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の解消面積により評価する。

単年度の評価については農水省通知に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1)担い手への農地利用集積目標

| | 管内の農地面積 (A) | 農地利用集積面積 (B) | 集積率(B/A) |
|-----------------|----------------|-----------------|----------|
| 現 状 (令和4年4月) | 365ha | 110ha | 30.1% |

| | 管内の農地面積 (A) | 農地利用集積面積 (B) | 集積率(B/A) |
|-----------------|----------------|-----------------|----------|
| 目 標 (令和6年度末) | (365ha) | (176ha) | (48.2%) |
| (令和8年度末) | | | 48.2% |

※令和6年度末の目標については、農水省通知に基づき令和4年4月に設定したものの

(2)担い手への農地利用の集積・集約化への推進方法

- ① 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)に基づき設けられる「協議の場」に、農業委員会として参加する。
- ② 農業委員及び推進委員は日々の活動を通じて、地域農業者の今後の営農意向や農地の情報等の把握に努める。
- ③ 改正前の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定や、改正された農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用集積等促進計画を活用し、農地の集積・集約化を進める。
- ④ 市内の各地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整や更新時の利用権の再設定を推進する。
また、受け手が少ない又は受け手がない地域では、新規参入の受入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

(3)担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率によって評価する。

単年度の評価については農水省通知に基づく「農業委員会の農地利用の最

適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

| | |
|-----------------|-----------------------|
| | 新規参入者数 (新規参入者取得面積) |
| 現 状 (令和4年4月) | 1経営体 (0.3ha) |

※現状の数値は、平成31年度～令和3年度の3年間の実績値である。

| | |
|-----------------|--|
| 目 標 (令和8年度末) | 1経営体(0.3ha)の新規参入 |
| | 直近3年間の権利移転・設定の行われた農地面積の平均の1割以上について、農地所有者から新規就農者に対する貸付等新規参入者への貸付等について同意を得る。 |

(2) 新規参入の促進への推進方法

- ① 市農業振興課や県農業事務所等関係機関と連携し、参入希望者(法人を含む。)からの農地確保や参入手続き等に係る相談に対応する。
- ② 日々の委員活動を通じて、農業者の高齢化等による今後の営農意向や、農地の貸付意向、耕作放棄となりうる農地の情報の把握に努める。
- ③ 農業委員会が新規参入相談会等に参加することで、情報の収集に努めるとともに、機会を見て新規参入希望者への情報提供に努める。

(3) 新規参入の促進についての評価方法

新規参入の促進についての進捗状況は、新規参入数及び農地所有者から新規就農者に対する貸付等新規参入者への貸付等について同意を得た農地面積によって評価する。

単年度の評価については農水省通知に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他の事務の実施状況の公表」のとおりとする。